

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年12月 7 日

【会社名】 レンゴー株式会社

【英訳名】 Rengo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼ＣＯＯ 川本 洋祐

【本店の所在の場所】 大阪市福島区大開四丁目 1 番186号
（上記の住所は登記上のものであり、実際の業務は下記の場所で行っている。）
大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号 中之島セントラルタワー
06（6223）2371（大代表）

【電話番号】 06（6223）2371（大代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 経財本部長 山崎 宏信

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号 中之島セントラルタワー
06（6223）2371（大代表）

【電話番号】 06（6223）2371（大代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 経財本部長 山崎 宏信

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第31回無担保社債（5年債） 10,000百万円
第32回無担保社債（10年債） 10,000百万円
計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年 7 月15日
効力発生日	2022年 7 月26日
有効期限	2024年 7 月25日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 40,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
4 - 関東 1 - 1	2022年12月 9 日	10,000百万円	-	-
実績合計額(円)		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 30,000百万円
（30,000百万円）

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	レンゴー株式会社第31回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.728%
利払日	毎年6月13日および12月13日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2024年6月13日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月13日および12月13日に各々その日までの前半が年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）11 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2028年12月13日
償還の方法	1．償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2028年12月13日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程等に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）11 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年12月 7 日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2023年12月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1．当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、もしくは国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第32回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）を含む。）のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。この場合、社債権者集会の決議は要しないものとする。 2．ただし、担付切換条項（利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため社債管理者の承諾を得て当該無担保社債に担保提供する旨の特約または当社が社債管理者との協議によりいつでも当該無担保社債に担保提供することができる旨の特約をいう。）により他の無担保社債のために担保提供を行う場合には、本欄第1項は適用されない。（したがって、本社債は担付切換条項が付されている無担保社債およびその他の債務に劣後することがある。） 3．当社は、社債権者集会の決議を得て担保付社債信託法に基づき本社債のために担保権を設定した場合に限り、本欄第1項の規定を解除することができる。 4．当社が本欄第1項または第3項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄以外の財務上の特約は付されていない。

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下 R & I という。）から A（シングル A）の信用格付を2023年12月 7 日付で取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下

のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4 財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人

- （1）当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として本社債の事務を委託した。
- （2）本社債にかかる発行代理人および支払代理人業務は、財務代理人が行う。
- （3）財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- （4）当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本（注）6に定める方法により社債権者に公告する。

5 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

- （1）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項、別記「償還の方法」欄第2項または別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- （2）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- （3）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りでない。
- （4）当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- （5）当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行する各1種以上の新聞紙に掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8 社債要項の変更

- （1）本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4（1）に定める事項を除く。）の変更は、法令の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- （2）前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9 社債権者集会に関する事項

- （1）本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に本種類の社債の社債権者集会を開催する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。
- （2）本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。
- （3）本種類の社債の総額（償還済の額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算

入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)6に定める公告に関する費用

(2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

11 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	3,500	1．引受人は本社債の 全額につき、共同 して買取引受を行 う。 2．本社債の引受手数 料は各社債の金額 100円につき金40銭 とする。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	3,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	1,600	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	1,200	
三菱ＵＦＪモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	200	
計	-	10,000	-

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	レンゴー株式会社第32回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金１億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.344%
利払日	毎年６月13日および12月13日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2024年６月13日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年６月13日および12月13日に各々その日までの前半が年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）11 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2033年12月13日
償還の方法	1．償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2033年12月13日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程等に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）11 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年12月 7 日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2023年12月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、もしくは国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第31回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）を含む。）のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。この場合、社債権者集会の決議は要しないものとする。 2. ただし、担付切換条項（利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため社債管理者の承諾を得て当該無担保社債に担保提供する旨の特約または当社が社債管理者との協議によりいつでも当該無担保社債に担保提供することができる旨の特約をいう。）により他の無担保社債のために担保提供を行う場合には、本欄第 1 項は適用されない。（したがって、本社債は担付切換条項が付されている無担保社債およびその他の債務に劣後することがある。） 3. 当社は、社債権者集会の決議を得て担保付社債信託法に基づき本社債のために担保権を設定した場合に限り、本欄第 1 項の規定を解除することができる。 4. 当社が本欄第 1 項または第 3 項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第 4 項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄以外の財務上の特約は付されていない。

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下 R & I という。）から A（シングル A）の信用格付を2023年12月 7 日付で取得している。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システ

△障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4 財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人

- （１）当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として本社債の事務を委託した。
- （２）本社債にかかる発行代理人および支払代理人業務は、財務代理人が行う。
- （３）財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- （４）当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本（注）6に定める方法により社債権者に公告する。

5 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

- （１）当社が別記「利息支払の方法」欄第1項、別記「償還の方法」欄第2項または別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違反したとき。
- （２）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- （３）当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りでない。
- （４）当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- （５）当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行する各1種以上の新聞紙に掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8 社債要項の変更

- （１）本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4（１）に定める事項を除く。）の変更は、法令の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- （２）前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9 社債権者集会に関する事項

- （１）本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に本種類の社債の社債権者集会を開催する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。
- （２）本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。

- （３）本種類の社債の総額（償還済の額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第３項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- （１）本（注）６に定める公告に関する費用
（２）本（注）９に定める社債権者集会に関する費用

11 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程等に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	3,500	1. 引受人は本社債の 全額につき、共同 して買取引受を行 う。 2. 本社債の引受手数 料は各社債の金額 100円につき金45銭 とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	3,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	1,600	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	1,200	
三菱ＵＦＪモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	200	
計	-	10,000	-

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	115	19,885

(注) 上記金額は、第31回無担保社債および第32回無担保社債の合計額である。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額19,885百万円は、11,455百万円を2024年3月末までに借入金返済資金に、残額を2024年4月末までに三井化学東セロ株式会社の株式取得資金の一部として充当する予定である。三井化学東セロ株式会社の株式取得に関しては、第三部 参照情報 第1 参照書類 2 四半期報告書又は半期報告書に記載の四半期報告書（事業年度 第156期第1四半期）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営上の重要な契約等」のとおりである。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第155期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第156期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第156期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日） 2023年11月14日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2023年12月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年7月3日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2023年12月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2023年7月5日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2023年12月7日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（1）企業集団の経営戦略」に記載の目標となる売上高経常利益率については、本発行登録追補書類提出日（2023年12月7日）現在の2024年3月期の業績予想（2023年5月12日公表）に基づく数値とは異なっている。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。なお、当該将来に関する事項については、その達成及び将来の業績を保証するものではない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

レンゴー株式会社 本店

（大阪市北区中之島二丁目2番7号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。